

教員の適格審査の件

十月二十四日ルーミス氏から次官に対し要旨を左の通り申入の申あり

ルーミス局長は十月十九日附文部案を熟讀し大、C、I、Eの負解を左に述べらる、

一 この案によれば文部省の適格審査室の定員を十名、各府縣の定員を二百三十名、計二百四十名の増員となり、
担当 大なる仕事である

二 才一審は不適格とされても、きつと才ニ才ニ審に訴えてくるであろう。それには長日月と

文 部 省

要し 仲々所期の效を達せぬおぼやかり

三 占領軍の目的や政策に反対する云々と理由とするのは 聲明ではない、おぼやかり 占領軍の ~~方針~~ 方針も ~~強固~~ 強固に 終りに 近づいて いるし 講和條約 があるから 占領軍は なくなる。そうすると 占領軍への 反対 云々 は 根拠が なくなるから である。故に 政令才六二号によるのは 効果的 ではない

四 何と云 措置 せねば ならない。 小学校や 中等教育 諸学校の 子供たちは 其處主義の 教へから

4-8
42

天野 465

保護されぬかならぬから 共産主義者の小中
等教育の学校から 追放すべきものと思
われる。 大学にあつては 文相もリわれる
よう、 寧ろ 共産主義者たる理由をもつて 追放
する 父等も 在りか、 且し 教授も、 ストライキやボイコット
してなると 追放したりすることにより 大学の
自治を 乱したりするようなら、 いかぬか、 その
理由により 追放せらるべきものと 思われる。 之は
われわれの 感じであり、 殊に 命令ではない。

五、 よつて 右の 実行方法として 何らの 法的 措置が
必要に 思われる。 例之を 教育公法 法特別法
中五條（ 事前審察の件 ） の 改正の 強きとある

文 部 省

六以上の 〇（一）に 例見解を 多く 又 後述の 如く
中から 大凡に 更に ニューズ局長と お話
した 在りか、 追放する

